

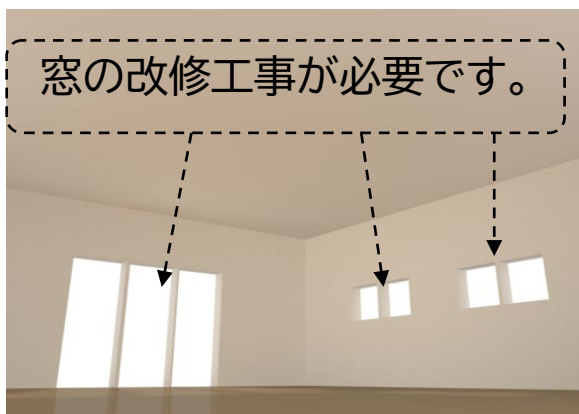
※このチラシは令和4年4月1日以降に工事をされた方向けです。

熱損失防止（省エネ）

改修工事等を行った方へ

固定資産税・都市計画税が減額されます。
申告書等の必要書類を提出してください。

窓の改修工事が必要です。



一定の省エネ改修工事等が行われた住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減額制度があります。制度の適用を受けるための要件や必要となる申告の手続き等については、以下をご覧ください。

都市計画税については、環境負荷が少ない住宅への改修を促進させるため横浜市が独自に減額措置を設けているものです。

1. 減額の内容

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事等が行われた住宅について、工事完了の翌年度分の固定資産税及び都市計画税を3分の1減額します。

対象の床面積120㎡まで減額が適用となります。

120㎡を超える住宅については、120㎡相当分について適用されます。

※1 他の減額制度と同時に適用することはできません。ただし、バリアフリー改修工事による減額制度との同時適用は可能ですので、家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当へお問い合わせください。

※2 土地についての減額はありません。

※3 この制度による減額は、1戸につき1度しか受けることができません。

※4 省エネ改修工事等を行い、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額率が3分の1から3分の2に拡充されます。

申告の手続きについては、裏面をご覧ください。

2. 減額の要件 ※ 以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 平成26年4月1日以前から所在する住宅^{*1}であること
- ② 当該家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること^{*2}
- ③ 下記ア～ウに該当する工事の費用が60万円超^{*3}であること、又は下記ア～ウに該当する工事の費用が50万円超^{*3}で下記エに該当する工事の費用と合わせて60万円超^{*3}であること

ア 窓の改修工事(必須) *区分所有家屋は専有部分の窓の工事が必須となります。

イ 窓の改修工事と合わせて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事

ウ 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになること(必須)

エ 太陽熱利用冷暖熱装置、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム、エアコンディショナー、太陽光発電設備の取替え又は取付けに係る工事

- ④ 下記のア～エのいずれかにより省エネ基準に適合する証明を受けていること

ア 建築士

イ 指定確認検査機関

ウ 登録住宅性能評価機関

エ 住宅瑕疵担保責任保険法人

- ⑤ 長期優良住宅であるものとして横浜市の認定を受けていること^{*4}

- ⑥ 省エネ改修工事等完了日から3か月以内に当該家屋の所在する区役所税務課に申告すること

*1 貸家住宅は対象外です。区分所有家屋については含みますが、専有部分の改修工事を対象とします。

また、居住部分の割合が2分の1以上であることが必要です。

*2 区分所有家屋の場合は、当該専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であることとします。

*3 補助金を除いた工事費用です。

*4 長期優良住宅に該当することとなった場合のみ必要な要件です。

3. 申告の手続き

～下記の必要書類をそろえ、家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告してください～

- ① 熱損失防止改修等住宅等に対して課する固定資産税・都市計画税の減額に関する申告書^{注1}

- ② 増改築等工事証明書^{注2}

- ③ 住民票の写し^{注3}

- ④ 補助金の内容を確認できる書類(補助金を受けている場合)

- ⑤ 認定通知書(認定長期優良住宅の場合のみ)^{注4}

注1 横浜市ウェブサイトダウンロードできます。区役所税務課家屋担当でも配布しております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/koteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/syouene.html>

スマートフォンの方はこちら→



注2 上記2④の者が発行します。通常は、改修工事を担当した建築士が証明を発行しますので、証明の発行については施工業者にまずお問い合わせください。

注3 市内にお住まいの方が納税義務者の場合、住民票は提出を省略できる場合があります。事前に家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当にお問い合わせください。

注4 横浜市建築局建築企画課(電話 045-671-4526)で発行しています。詳しくはお問い合わせください。

4. お問い合わせ先

○減額の内容・手続き等に関すること (家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当・市外局番 045)

鶴見区	電話 510-1729～32	神奈川区	電話 411-7054～6	西区	電話 320-8354～5
中区	電話 224-8204～6	南区	電話 341-1163～4	港南区	電話 847-8365～7
保土ヶ谷区	電話 334-6254～6	旭区	電話 954-6053～6	磯子区	電話 750-2365～8
金沢区	電話 788-7754～7	港北区	電話 540-2281～5	緑区	電話 930-2274～7
青葉区	電話 978-2254～7	都筑区	電話 948-2270～3	戸塚区	電話 866-8369～72
栄区	電話 894-8365	泉区	電話 800-2365～7	瀬谷区	電話 367-5665～6

*所得税の住宅借入金特別控除等については、管轄の税務署までお問い合わせください。